

第 6 2 号 議 案

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるため